

○高岡市福岡B&G海洋センター条例

平成17年11月1日

条例第216号

改正 平成18年9月27日条例第37号

平成23年9月29日条例第25号

平成31年3月26日条例第43号

(設置)

第1条 陸上及び海洋性スポーツ・レクリエーション活動を通じて、住民の健康と福祉の増進及び青少年の健全育成を図るため、高岡市福岡B&G海洋センター(以下「海洋センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 海洋センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高岡市福岡B&G海洋センター

位置 高岡市福岡町三日市579番地1

(施設)

第3条 海洋センターに次の施設を置く。

(1) 体育施設

ア 体育館

イ 第2体育館

ウ ミーティングルーム

(2) プール施設

(指定管理者による管理)

第4条 海洋センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可に関する業務

(2) 利用に係る料金の收受及び決定に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

(利用時間等)

第4条の3 海洋センターの利用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管

理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 海洋センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の不許可)

第6条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、海洋センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 海洋センターの建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 海洋センターの管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に不相当と認められるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、プール施設の利用を許可しない。

- (1) 感染性の疾患にかかっていると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 小学生未満の者で、保護者の同伴がないもの

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、第5条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用許可を受けた目的以外に利用したとき。

2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、海洋センターの利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第7条第1項の規定により、利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が代わってこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収することができる。

(入館の制限)

第9条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を制限し、又は

退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 建物、附属設備、器具等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 海洋センターの管理上必要な指示に従わない者

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者に海洋センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を利用の許可の際に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責めによらない事由により海洋センターを利用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者の都合により利用の許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が、利用の許可の取消し又は変更を願い出た場合で、指定管理者が相当の事由があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事由があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 利用者又は海洋センターに入館した者は、建物、附属設備、器具等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営委員会)

第14条 海洋センターの円滑な管理運営に資するため、高岡市福岡B&G海洋センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員は、学識経験を有する者並びに学校教育及び社会教育の関係者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

- 4 委員の任期は、2年とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。  
(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、海洋センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の福岡町B&G海洋センター条例(平成2年福岡町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年9月27日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市福岡B&G海洋センター条例第5条の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市福岡B&G海洋センター条例第5条の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成23年9月29日条例第25号)

この条例は、平成23年10月25日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第43号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1(第4条の3関係)

区分	利用時間		休業日
体育施設	日曜日及び水曜日から土曜日まで	午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日 (2) 休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)の翌日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	火曜日	午後1時から9時まで	

プール施設	日曜日及び土曜日	午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日 (2) 休日の翌日
	火曜日から金曜日まで	午後1時から9時まで	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第2(第10条関係)

高岡市福岡B&G海洋センター利用料金

施設名		区分		金額
体 育 施 設	体育館			無料
	第2体育館			
	ミーティングルーム			
プ ー ル 施 設	プール	個人	一般	1回2時間以内 300円
			小・中・高校生	1回2時間以内 150円
		団体	一般	1回2時間以内 150円
			小・中・高校生	1回2時間以内 70円

備考

- 1 この表において「団体」とは、20人以上とする。
- 2 この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から5時まで)、夜間(午後6時から9時まで)のそれぞれをもって区分する。